令和2年11月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和2年11月結城市教育委員会定例会

○日 時 令和2年11月20日(金曜日)

○場 所 駅前分庁舎 多目的会議室

〇出席委員 小林仁教育長

中村委員

岩﨑勤委員

赤木信之委員

○欠席委員 北嶋節子委員(教育長職務代理者)

○教育委員会事務局

教育部長 飯田和美

次長兼学校教育課長 佐山敦勇,参事兼指導課長 鶴見力男,

生涯学習課長 斉藤伸明, スポーツ振興課長 駒井勝男,

学校教育課学務係長 和泉田真

1 付議案件

- (1) 議案第29号 結城市奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第30号 結城市奥順奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部改正につい て
- (3) 議案第31号 乙女屋本店奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部改正につい て
- (4) 議案第32号 結城市民情報センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第33号 公の施設に係る指定管理者の決定について

2 報告事項

- (1)報告第22号 教育長報告
- (2) 報告第23号 令和2年度結城市教育事務点検・評価実施方針について
- (3)報告第24号 令和2年度12月補正予算の概要について

学校教育課長 それでは、改めまして、教育委員会を始めさせていただきます。

なお, 本日の傍聴の希望者はありませんでした。

それでは、小林教育長より開会宣言をお願いいたします。

教育長 お忙しいところ,お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の出席委員は3名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年11月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の会議録署名委員の指名をいたします。

赤木委員に署名をお願いいたします。

赤木委員はい。

教育長 よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

次第2,議案上程は5件でございます。

議案第29号から議案第31号の3件については、各奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですので、一括して事務局より提案説明をお願いいたします。お願いします。

◎議案第29号 結城市奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

◎議案第30号 結城市奥順奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

◎議案第31号 乙女屋本店奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

学務係長 それでは、資料の1ページをご覧ください。

議案第29号 結城市奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部改正 について。

上記議案を提出する。

令和2年11月20日提出,結城市教育委員会教育長,小林仁。

2ページから4ページまでが改正条例の公布文になります。

5ページから9ページまでがその新旧対照表になります。

続きまして、10ページをご覧ください。

議案第30号 結城市奥順奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部 改正について。

上記議案を提出する。

令和2年11月20日提出,結城市教育委員会教育長,小林仁。

11ページ及び12ページが改正条例の公布文になります。

13ページから15ページまでがその新旧対照表になります。

続きまして、16ページをご覧ください。

議案第31号 乙女屋本店奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部 改正について。 上記議案を提出する。

令和2年11月20日提出,結城市教育委員会教育長,小林仁。

- 17ページ及び18ページが改正条例の公布文になります。
- 19ページから22ページまでがその新旧対照表になります。

本条例改正につきましては、令和2年結城市議会第4回定例会におきま して議案を上程し、ご審議をいただく予定となっております。

それでは、資料の23ページ、A3横書きのカラー刷りの資料をご覧ください。

まず、今回の奨学金制度の改正の趣旨でございますが、奨学金制度を有効活用し、優秀な人材、若者の定着を促進し、少子化や人口減少問題の解消に寄与することになります。

主な改正内容ですが、下の図のフロー図をご覧いただきたいと思います。 朱書きとなっている箇所が改正箇所及び新たに追加する項目になります。 それでは、結城市奨学基金の奨学金貸与概要についてご説明いたします。 まず、改正前の貸与金額でございますが、1年目が50万円、2年目が 30万円、総額80万円となっております。

償還期間は, 高等学校で5年, 大学・短大等が8年になります。

募集人員につきましては、上限等の規定はございませんが、毎年若干名として募集をかけているところでございます。

また、選考方法につきましては、結城市奨学生選考審議会において書面 審査が行われ、決定されることになります。

次に、改正後の貸与金額でございますが、4年制大学で年額25万円の4年間、総額100万円となります。改正前と比較して20万円の増額となります。

償還期間につきましては、貸与金額の増額に伴い、2年延長しまして、 10年以内といたします。

募集人員につきましては、上限5名といたします。

なお、奨学金の原資の一部には企業からの寄附金等を想定しております ので、今後、寄附の状況によっては募集人員の調整が必要になってくると 思われます。

また,選考方法ですが,従前の書面審査に加えて,面接,小論文等の実施を検討してまいります。

次に、資格についてですが、改正前では、市内に居住する子弟であって 高等学校、大学またはこれらと同程度の学校に在学し、健康で、人物、学 業ともに優れていると認められる者となっており、奨学生選考審議会でも 表現が曖昧であるというふうな指摘を受けておりました。

改正後におきましては、申請時において保護者が市内に居住していることを明確にし、成績証明書の提出を求めることとしております。

なお、基準につきましては、評定平均値で3.5程度とする予定でございます。

また、申請の理由に経済的に困難であることが認められることとし、その基準は児童手当の受給資格の所得制限限度額に基づくものとする予定でございます。

なお、例示いたしますと、専業主婦世帯で子供が2人、3人扶養の場合で736万円が所得制限限度額となります。

また,新たな条件として,市税等の滞納がないことを追加いたしました。 次に,赤の波線の囲みによる真ん中辺りになります。

こちらが新たに追加した条件付返還免除規定になります。

まず、条件とその内容についてですが、一部免除と全部免除の2つがあり、一部免除の条件は最終学校卒業後、6か月以内に結城市内の居住を開始し、5年間継続して本市に住民登録を有すること。その内容は返還額の50%が免除となります。全部免除の条件は最終学校卒業後、6か月以内に結城市内の居住を開始し、5年間継続して本市に住民登録を有し、ここまでは同じなんですが、かつ、市内の企業、事業所等に正規就業することとなります。その内容は返還額の全額を免除するもので、実質返還不要となり、給付と同等となる仕組みでございます。

なお,いずれの場合も条件を満たすことの証明として,毎年度,住民票, それから雇用証明書等の提出を求めることとなります。

以上が新たに条件付き返還免除規定を追加した結城市奨学基金の主な改 定内容になります。

なお,主に茨城県結城看護専門学校の学生を対象としている結城市奨学 金給付基金につきましては,近年,利用実績もなく,現在は休止している ため,今回の改正に合わせて廃止をし,基金残額を結城市奨学基金に繰入 れをして有効活用をする予定でございます。

続きまして、下段のオレンジ色のところになりますが、結城市奥順奨学基金及び乙女屋本店奨学基金についてでございますが、朱書きの部分が改正の部分でございまして、資格要件や文言等を整理するというふうな内容になってございます。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ただいま事務局から議案第29号から議案第31号の説明がありました。 ご質問等がございましたら、お願いいたします。

赤木委員さん。

赤木委員

これは、改正前から記載されていたことだと思うんですが、市の奨学基金にしても奥順、あるいは乙女屋の基金にしても資格として、ちょっと引っかかる言葉があるんだね。健康で、それからその下の健康診断書の提出というところなんですけれども、これはやっぱり健康でないと、あるいは健康診断書でそれが証明されていないと貸与できないということなんですか。

教育長

事務局のほうで。

学務係長

はい。貸与する段階では、まだ学生になりたてというかというところで、

学生の間に学業を積んでいただくというところでは継続性も含めてという ことになろうかと思うんですが、まずは健康が第一というところで、資格 要件としてはこういった形を取っているんですが、特にこういった疾患が あるから駄目だよとか、そういったところは特ににないと思います。

赤木委員

そうですか。やっぱり今現在、いろいろな多様性が認められる時代になっていますよね、障害がある方も障害のない人も。そういう中で、例えば生まれながらにして心臓に疾患があるとか、肺に疾患がある、そういう方も平等に学ぶ権利はあると思うんだね。そういう中で、健康でとか健康診断書というものが前面に出てくると、あれ、私は駄目なのかな、高校行って勉強したい、大学行って勉強したいと思っているんだけれども、ちょっと私の体調じゃ駄目なのかななんていうことにもなりかねないんじゃないかと思うんですね。

私も県の奨学資金の制度,それをちょっとネットで調べてみたんですが, やっぱり県の奨学資金の募集要項等にも健康診断書とか,そういうことは 記載されていないんですよね。ただ,就学に十分耐えられる,そういう方 であればというふうなことで,ずっと下のほうを読んでいくと,そういう 文言が出てくるんですが,そういう意味で,やっぱり一般市民の方が見た ときに二の足を踏むような表記,健康診断書とか,そういうことについて は十分検討をして,記載するのであればするし,しないんであればしない という形で上げていったほうがいいんじゃないかなと思うんだな。検討を よろしくお願いします。

教育長

その点については、検討を。

学務係長

その点につきましては、当然これを条例という形で規定はするんですが、 その後、規則ですとか、あとは各学校の方にも配布したいと思うんですが、 パンフレット等を作成する予定でございます。その中にはそういった特定 の人しか受けられないような表記というのはなくすような形で作成を進め たいと思いますので。

赤木委員

よろしくお願いします。

教育長

就学が可能であるということがね、多分それぞれ学ぶための支援ですので、そういうことを応援できるような、またそういう状況であれば、仮に病というか健康等、付き合いながらも生活しているということはあるのかもしれませんので、ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

岩﨑委員,お願いします。

岩﨑委員

結城市奨学金のほうは、もちろん免除の規定があるから、経済的理由によって進学が困難と認められた者という、そういう資格というのは加味されているんだと思うんですが、奥順、それから乙女屋本店の奨学金については特段経済的な家庭の理由とか、そういうものについては加味しないで審査をするという解釈でよろしいんでしょうか。

教育長

事務局。

学務係長

今,岩﨑委員のほうからご指摘あった件なんですけれども,奥順奨学金, それから乙女屋本店奨学金につきましては,特段,貸与する概要の部分に 関しましては改正を加えてございませんで,そういった制限等はないとい う形になります。

岩﨑委員

ということは、そういう意欲があって、就学可能で成績も優秀である人 を支援するのに支給するという、そういう感じで行われるということでよ ろしいですか。

学務係長

はい。

岩﨑委員

分かりました。

教育長

よろしいでしょうか。

中村委員。

中村委員

結城市の奨学金がこういうふうに今まで課題も当然あったので、それを 検討していただいた結果だと思うんですが、もう根本的に私はいいと思う。

ただ、こういうふうに詳しくなっていくと、今度は面接をしたりとか、何か書類審査をするとか、結構今度は選抜が大変になってくると思うんですが、そのときにやっぱり適正な形で選出していただきたいということと、奥順と、それから乙女屋の奨学金については、これは出資者というか設置者のほうに確認されているわけですよね。特別、結城市の奨学金はこのようにしますけれどもみたいなことで、奥順と乙女屋さんのほうの奨学金は何かのお伺いを立てたとか、そういう経緯はあるんですか、この改定に関して。

教育長

事務局のほう, お願いします。

学務係長

特に、金額の変更ですとか、償還期間の変更ですとか、そういった根幹に係る部分の改正というのは加えてございませんので、あくまでも文言の整理ということに留めておりまして、特に出資者に対するお伺いとか了解とかというのは取っているような経緯はございません。

中村委員

ああ, そうですか。

学務係長

はい。

中村委員

市の奨学金の改定と同じような形で進めてもいいのかなとちょっと思ったものですから、出資者がどのような考えなのかなとちょっと知りたかったんですよ。分かりました。

教育部長

中村委員さんのご意見なんですけれども、当初、私たちも制度設計する上で、奥順さんと出資者に対して、やはり何らかのご了解というか、変更の内容を伝えるべきなのかどうかというところをちょっと検討はしたんですけれども、あくまでも出資した団体で結城市にもう基金として帰属されているものでございますので、大幅に乙女屋さんと奥順さんの制度を変えないのであれば、特段今回は文言の整理だけでございますので、内部判断なんですけれども、改めて了解をもらわなくてもよいのかなというふうに判断をさせていただきました。

教育長

大きな制度改正みたいなのがあったときには、趣旨的なものの賛同を得

ていくと。

教育部長 あと、寄附金として結城市に帰属されている基金なので、特にそういっ

たものは公式にはいただかなくてもいいのかなというふうに考えてはおり

ます。

教育長 公式にはというね。当然そういう奨学金で支援しているよということは

もう既にそれぞれ基金にしていただいたときにお話もされているところだ

と思います。

教育長 よろしいでしょうか。

中村委員 これもあれですよね、市のほうの奨学金も実際に運営したときに課題が

出てくる,出てこないの問題あると思うよ。でも,それは取りあえず一歩 前に改定,進んでいくということもやっぱり必要なので,結城市内の企業

に云々というこのくだり, いいですね。

教育長 かなり明確にと、それから支援のね。

中村委員そういうふうに生かしていかないと。

教育長 ありがとうございます。

もし、質疑がなければ、それぞれについてお諮りをしたいと思います。

(発言する者なし)

議案第29号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙

手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。議案第29号は原案のとおり決定い

たします。

続きまして、議案第30号についてお諮りいたします。

議案第30号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙

手をお願いいたします。 (賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。それでは、議案第30号は原案のと

おり決定いたします。

続きまして、議案第31号についてお諮りいたします。

議案第31号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙

手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。それでは、議案第31号は原案のと

おり決定いたします。

奨学金については以上でございます。

◎議案第32号 結城市民情報センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

続いて、議案第32号 結城市民情報センターの設置及び管理に関する 条例の一部改正について、事務局より提案説明をお願いいたします。 生涯学習課長

それでは、24ページになります。

議案第32号 結城市民情報センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

上記議案を提出する。

令和2年11月20日提出,結城市教育委員会教育長,小林仁。

25ページ,26ページが改正条例の条例文ということになります。

27ページから29ページまでが条例文の新旧対照表になります。

なお、本条例の一部改正につきましては、12月に開催されます第4回 定例議会に上程をする予定です。

では、30ページをご覧ください。

今回の条例の一部改正につきましては、現在無料で貸出しを行っております情報センター2階のスペースA・B・Cについて有料化をするための改正ということになります。

2階のスペースAが和室のところですね。スペースBが円形のところで、スペースCが前面がガラス張りになっているところ、その3つの施設ということになります。スペースA・B・Cは現在無料施設として市民等への貸出しを行っております。

無料貸出しの理由としましては、市民情報センターが設置されて以来、「結城市の新しい情報の起点・交点となる」という基本理念の下、グループでも個人でも自由に使うことができ、それぞれのスペースの特徴を生かして、勉強会や発表会、鑑賞会、創作活動などに利用してもらうことを目的として無料とした経緯があります。

しかしながら、近年の利用状況を見ますと、各団体が定期的に利用するなど、当初想定をしていなかった公民館的な利用が増加しております。平成30年度の利用状況を見ますと、スペースA・B・Cを利用した162団体のうち、約3割に当たる50団体が定期的な活動の場として利用をしております。そのため、一方、公民館を利用している団体は有料で、結城市民情報センターを利用している団体は無料という不公平な状況が生じております。

したがって、このような状況を是正するとともに、市民情報センターの維持管理費に対する利用者負担、受益者負担の原則からも他の公共施設に合わせて、今回、スペースA・B・Cの有料化を提案するものです。

ちなみに、スペースA・B・Cの30年度の利用状況を見ますと、スペースAが154件、スペースBが399件、スペースCが441件の合計994件がございました。

利用料金の案ですけれども、各施設とも利用区分としては、 9時から正午12時までの3時間、13時から16時までの3時間、16時から19時までの3時間、これを1コマとして設定しまして、 9時から16時を使用する場合は2コマですね。同じく13時から19時を使用する場合には2コマ、 9時から19時まで1日利用する場合は3コマ分として設定しま

す。

スペースAに関しましては、基本的には1平米当たり1時間の利用料金を3円と設定しまして、掛ける面積掛ける利用時間ということになります。スペースAですと床面積が24平米ありますので、24掛ける3掛ける3時間ということで、1コマ3時間使用する場合は200円、2コマ使用する場合は400円、1日3コマ使用する場合は600円ということになります。

同じように、スペースBが60平米ありますので、1コマ分が500円、2コマですと1、000円、1日使用する3コマですと1、500円、同じくスペースCが300円、600円、900円という料金設定になります。

1平米当たりの1時間利用料金3円の根拠としましては、次のページを ご覧ください。

現在の公民館の集会室の利用料金を見ますと、1時間1平米当たりの料金設定として、一番安いところでは集会室4号が2.2円、高いところでは集会室2が4.8円という料金設定になっております。したがいまして、これらを平均しますと、1平米1時間当たり3.3円ということになりますので、1時間当たり1平米当たり3円というのを積算の根拠といたしました。

この条例改正によります収入見込みとしては、年間、スペースAで3万円、スペースBで19万9、500円、スペースCで13万1、300円、これは平成30年度の利用状況に当てはめると、そのような額になりますので、年間として35万円前後の使用料収入ということになると見込んでおります。

説明は以上です。

教育長 事務局から議案第32号の説明がございました。

ご質問等ありましたら、お願いをいたします。

中村委員。

中村委員 有料化に至るまでの経緯というのは、これは提案というのはどちらが作成、事業団のほうで作成されたのか。

教育長 お願いいたします。

生涯学習課長

秋月尺の腕がでたしより。

この条例改正につきましては、以前からも公民館との公平性、整合性を 取るということと、公共施設についてはほかは基本的に無料というところ はありませんので、そちらに対する整合性ということで、前からちょっと 有料化にしたらどうだというお話、理事さんなんかからも出ておりまして、 それらを基に、今回は教育委員会、生涯学習課のほうで検討して、金額に ついてもこちらで設定をしまして、情報センターへのお話、協議を経まし た上で、今回の条例改正というのが出たんです。提案をしております。

以上です。

中村委員 これは、もう本当はスタートからというか、過ぎたことだからしようが

ないけれども、やはり受益者負担という市民の意識というのが必要なんですよね。これ、ほかにもいろいろな、例えばスポーツ関係でもあると思うんですが、今はやっぱり何でも行政サービスで済まされないということだと思うんですよ、何か自分たちの余暇を楽しむ、それはやっぱりしかるべきお金を払ってやるという。

もう一つは、私ちょっと関わっている天体ドームもほかの施設から「えっ、ただなんですか」と、こういうふうに言われるんですね。ええ、ただですと、結城はただなんですと、結局、情報センターの今あるスペースA・B・Cの関係と同じように、全部ただなんですよね。でも、それも善し悪しはあるんですよね。だからその辺の話題というか検討もきっとされたのかなとは思うんですが、珍しいみたいです、ああいう天体ドームなどの施設がただというのは。それは結城のいいところですよというふうに私は話をしているんですけれども。

ただ、今大きな大枠で、やはり受益者負担という考え方がそういった見直しになると、ドームのほうも対象になるのかなとは思ったものですから、行く行くはそういうふうになっていくんでしょうね。

ちょっと今コロナの影響で、お客さんも足運んでくれないんですが、大変きれいな、昨日あたりはすばらしい条件だった。話がちょっとまた別な話になってしまいました。ありがとうございます。

教育長

非常に人気のある、あのスペースA・B・Cの使い勝手もいいというようなことで、今後も周知しながら、定例会のほうで議案として提案していくということですからね、質疑よろしいでしょうかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

教育長

質疑がなければ、議案第32号についてお諮りをいたします。

議案第32号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙 手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。議案第32号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第33号 公の施設に係る指定管理者の決定について

続きまして,議案第33号 公の施設に係る指定管理者の決定について, 事務局より提案説明をお願いいたします。

生涯学習課長

では、32ページになります。

議案第33号 公の施設に係る指定管理者の決定について。

上記議案を提出する。

令和2年11月20日提出,結城市教育委員会教育長,小林仁。

33ページから35ページまでが指定管理者の選定に当たる選定委員会を開いた開催の結果、報告の文書になります。

結城市民情報センター・ゆうき図書館,結城市民文化センター及び結城市 市鹿窪運動公園施設の管理運営につきましては,3施設とも令和3年3月 31日をもって満了となるため,新たに4月1日以降の管理運営業務を行う指定管理者を選定し,指定をするため,それぞれの設置及び管理に関する条例に基づき作業を進めてまいりました。

3施設の次の指定管理期間については、結城市民情報センター・ゆうき 図書館及び結城市民文化センターは令和3年4月1日から令和8年3月3 1日までの5年間、結城市鹿窪運動公園施設は令和3年4月1日から令和 6年3月31日までの3年間となっております。

指定管理者を選定するに当たり、平成16年度の開館以来、結城市民情報センターを、また、平成18年度から結城市民文化センター及び結城市 鹿窪運動公園施設の指定管理を行っている公益財団法人結城市文化スポーツ振興事業団を、これまでの実績や豊富な経験を最大限に活用でき、施設や設備にも精通していることから、継続性を持って効果的な施設運営や市民サービスが提供できると判断し、単独で指定管理者の候補者の予定者といたしました。

そして, 10月1日に申請要項等を配付し, 10月14日に申請書を受理, 10月22日に選定委員会を開催いたしました。

選定委員会は杉山副市長を委員長に、小林教育長が副委員長を務め、委員には市役所各部長のほか、専門的な見地から意見をいただくための民間委員4名を含む15名で構成されております。選定委員会においては市民の平等な利用を確保できること、公の施設の効果を最大限に発揮させることができること、施設の管理を安定して行う能力を有すること、経費の削減を図れることなどの観点から審議を行い、満場一致で事業団が指定管理者の候補者に選定をされました。

今後,12月に開催されます第4回定例議会に3施設の指定管理者の決定について上程を行う予定となっております。

説明は以上です。

教育長 事務局より議案第33号の説明がございました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

中村委員さん。

中村委員 2つ,5年の縛りのものと3年の縛りのものがありますよね。その違い の理由と,あと,この指定管理者を選定するに当たり,他の例えば事業所

> なり企業からの何かそういった申出というのはなかったのか, あるいはあ れば受付とかそういった方法は取らなかったのか, その辺の経緯, ちょっ

とお願いできればと。

教育長 事務局、お願いします。

生涯学習課長 今回の指定管理の選定に当たって、ほかの業者、事業者について問合せ 等があったかということですけれども、基本的には今回はもう市のほうの 事業団の在り方の方針に基づき、最初から公募はしないということで臨ん でおります。ただ、指定管理をする方というのはそれ以前の問合せ等は施設によってはあったかと思うんでですけれども、特に最初から公募はしないということで進めておりますので、それに対してはそういう説明、公募はしないということで今後進めてまいります。

以上です。

中村委員 分かりました。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

教育長 よろしいでしょうか。質疑がなければ、議案第33号についてお諮りを いたします。

> 議案第33号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙 手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。議案第33号は原案のとおり決定い たします。ありがとうございました。

◎報告第22号 教育長報告

次に,次第3,報告事項に入ります。

案件は3件でございます。

報告第22号は教育長報告になりますので、私から報告をいたします。

資料の36ページをお開きください。

報告第22号 教育長報告について。

上記のことについて,別記のとおり報告する。

令和2年11月20日提出,結城市教育委員会教育長,小林仁。

37ページにお進みください。

令和3年度の定期人事異動管内教育長会議が11月17日に県西教育事務所,合同庁舎のほうで開催されたところでございます。

大きな相違点,昨年との違いは1番の(4)の③提出書類の押印廃止。 今まで校長印であるとか,職員であるとか教育委員会の印であるとか,も うそういうものは一切なし。今,大きな国の流れに沿ったものなのかなと, 県のほうがかなり印を使わない,そういう方向で動いている,その一環で す。

合わせて、その上の②のところに勧奨退職ということで、「勤続20年以上」というのが新たに設けられました。これは採用が59歳までオーケーになったものですから、勧奨退職をするに当たっては年齢だけでなく、勤続年数という部分も今回明記されたところでございます。

さらに,ここには明記していないところなんですが,校長,教頭で,教 頭試験を受けるに当たって,小学校だけとか中学校だけとかの勤務でも受 験をすることが可能になる。今までは中学の英語とか技術家庭とかという 場合には小学校の勤務の経験がなくても両方の免許を持っていればオーケーということだったんですが、今後は両方の免許を持っていなければもう駄目なんですけれども、小学校だけとか中学校だけの勤務でも受験のチャンスがあると。

ただし、その場合には全体の合格者、登載者の中の1割程度にするということがあるものですから、例えば、全体で100人登載されると、教頭として、そのときには10人までの制限を設けると。ただ、これは今回初めてですので、どのぐらい志願があるか、小学校の女性教員等が今回こういう部分で、中学校へなかなか勤務する機会がなかったりして、お子さんを出産するとかそういうような、どうしてもちょうど勤務のときに中学校へなかなか異動できないとか、そういうのが今までもあったところですが、そんなことが救済されていくのか、また、力のある管理職をということも考えているのかなというところでございます。

それと合わせて、大判のものが後ろのほうに資料でついているかと思いますが、令和3年度の定期人事異動方針。これについては先ほど、勧奨退職ということで一番下の参考のところに勧奨退職について記述されているところですが、そこの対象者という2段目のところですが、そこに「勤続20年以上」というのが入ったというのが1点。

もう1点,この一番上の人事異動方針の四角の枠の中の,違うか,管理職への登用,大変失礼しました。

市町村立学校, 1,管理職への登用というところの次の文言の中で,後段,「面接及び筆記試験等を行った上で総合的に判定し,登用する」となっています。筆記試験等の「等」というのをあえて入れた。これは当日,面接とか筆記試験とか,そういうのが受けられればいいんだというのではなくて,それだけじゃなくて,普段の勤務の中の実績もしっかり見ていきますよ,当然今までも見ていたんですが,それを文言として入れたんだという説明がございます。

そのほかについては、特段大きな変更は今回はございませんでした。

この後、様々な提出書類等があるところですが、1番の(1)の③の2つ目の米印、管理職登用選考試験の記述が、大変失礼しました。

37ページのほうにお戻りください。

1の(1)の③の下に米印が2つありますが、その中の管理職登用選考試験の期日がそこに令和3年1月16日土曜日、17日日曜日、この両日で実施する予定ということで、この前、説明会が持たれたところでございます。昨日、校長会を実施して、人事異動方針について確認をして、各学校でこれから出していくところでございます。

続いて、2番の行事等というところでございますが、(1)、昨日、北つくば農業協同組合結城事業所のほうで小中学校にパンジーとビオラを100株ずつ寄贈くださいました。それの一応贈呈式的なものを昨日、教育長室で、実際にはおとといに各学校がパンジーとビオラを事業所のほうへ

受け取りに行っているというようなところでございます。この冬から春にかけての学校の環境美化というようなことで進めていく贈呈でありました。各学校においてもたくさんいただけたということで、大変喜んでいるところでございます。

- (2) の今日20日金曜日,市役所の閉庁式ということで,勤務後,本 庁舎のほうで,そこで執り行われるところでございます。
- (3) 23日月曜日,祝日でございますが,健康の森フェスティバル。 ロータリークラブ等のお骨折りで,子供たちへの様々な催しが行われる予 定でございます。
- (4) の24日,3連休後でございますが、火曜日に新庁舎の開庁セレモニー、そして、議場の開場式というようなことで実施されるところでございます。各小中学校の代表生徒の参加をいただきながら、セレモニーのほうも実施していくところでございます。
- (5)の11月28,29,手をつなぐ子らの作品展。その他の小中学校の作品展については、今回は各学校での実施ということで、全体の作品展は中止をしたところですが、手をつなぐ子らの作品展については情報センターの1階のフリースペースのほうをお借りして、そちらで両日にわたって実施するところでございます。
- (6) の29日,市民防災訓練。アクロスでということで、例年のような大がかりな訓練ではなくて、新たな形式で実際の防災組織的な、各地域のそういう人たちの研修になるような防災訓練を考えているというような報告がございました。
- (7) 12月2日、ホッシーOYAMA号。江川北小のほうで今年度は 実施予定でございます。
- (8) の12月15日,学警連。1回目ができなかったんですが,今回コロナ禍の中で全体的なものは難しいだろうと絞って,児相とか警察等に来ていただいて,各学校の代表で学警連のほうを実施しようと,縮小しながらの実施ということで,現在計画が進められているところでございます。
- (9)の12月25日でございますが、小学生の新議場見学会ということで、今回は子ども議会が実施できておりませんので、それに代わる取組として、小学6年生を対象に見学会等を実施していくところでございます。学校閉庁については、27、28が12月については閉庁日でございますが、27日は今回は、失礼しました。これ、日にちが違うか。28は月曜日ですね。大変失礼しました。申し訳ありません。28日は月曜日、27日は日曜日ですので閉庁日にはなっておりますが、職員のほうの対応は28日の日直を置かない対応ということで進めています。

米印の2つ目でございますが、結城市教育振興大会。中止としたところですが、被表彰者、感謝状贈呈というようなことで、この前、役員会でお諮りをして、直接、感謝状、記念品等を贈呈するということで進めているところです。これは後で何か……

学校教育課長

今回、パンフレットをお配りしております。

教育長 かしこまりました。

参考としまして、表彰。ここはもう新聞等で、たくさん文化面で報道されていたところですが、まず、(1)の日本会議茨城教育奨励賞については 上山川小のほうで今回表彰を受けたところでございます。

(2)から(5)までは、児童生徒のほうがそれぞれのコンクール等に優秀な成績を収めているというところで、新聞等でも紹介があったところでございます。

なお、(5)の第53回受信環境クリーン協議会図案コンクール奨励賞は ちょっと分かりにくいんですが、これまだ新聞に報道されていないんです よね。新聞社とかNHKが来たという、東中のほうへ来て、いろいろ贈呈 はやったということなんですが、実際はこんな絵を描いたんですね。これ は何をやったのかというと、あくまでもネットの受信環境の、または電波 とか、そういうものの受診がきちんとできるということでのコンクールみ たいなんですね。最初、この招き猫があまりにも強烈なので、何のあれか なと思ったんですが、実際は2番目ぐらいの賞でなっているということで、 非常にレベルの高い受賞だということで、今後、新聞等でもまた出てくる かと思うんですが、今回は運動でなかなかしっかりした練習とか、そうい うのが取り組めていない中で、文化面でも児童生徒が非常に活躍している というところでございます。

今日協議いただきました議案等については、令和2年度第4回定例会の ほうに上程していくというところで、そこに記述してある日程で議会が予 定されているところでございます。

以上, 早口で説明を申し上げました。

質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですかね。

(発言する者なし)

教育長

もし、質問等なければ、教育長報告については以上といたします。あり がとうございます。

◎報告第23号 令和2年度結城市教育事務点検・評価実施方針について

続きまして、報告第23号 令和2年度結城市教育事務点検・評価実施 方針について、事務局より提案説明をお願いいたします。

学校教育課長

資料の38ページをご覧ください。

報告第23号 令和2年度結城市教育事務点検・評価実施方針について。 上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和2年11月20日提出,結城市教育委員会教育長,小林仁。

それでは、資料の39ページ、40ページになります。

毎年,教育事務点検・評価について実施しておりますが,これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により,教育委員会は

教育に関する事務の管理及び執行状況を点検及び評価が義務付けられているため、実施するものになります。令和2年度の実施方針について改めて報告になります。

39ページの2番になりますが、評価対象、こちらにつきましては、結城市が実施しております行政評価対象事業のうち、外部評価が必要と事務局である学校教育課、指導課、生涯学習課、スポーツ振興課の各課から事業を選択し、点検及び評価を行うことになります。現在、各課において対象事業を選択しているところでございます。

外部評価委員につきましては、10月教育委員会定例会で議決をいただいた柳田正子さん、田邉賢二さん、保坂大二郎さん、3名に評価委員として点検・評価をしていただきます。

この評価の流れは、41ページ、A3横になります。

このようなスケジュールで行っていきます。

2段目,教育委員会という欄がありますが,11月教育委員会定例会,本日,点検・評価実施方針ということで,その後,下段にいきまして,外部評価委員ということで,評価委員会の会議を2回開催いたします。12月16日に第1回,第2回目は12月22日に開催する予定になっております。評価委員による意見を12月定例会議,教育委員会に報告いたしまして,再度,教育委員さんの評価をいただくということになっております。その後,最終的な報告書を議会へ報告,また,ホームページ等で市民へ公表,周知ということになります。今年度の教育事務点検・評価はこのようになっています。

続きまして、42ページになります。

こちらが昨年度,令和元年度の教育事務点検・評価の結果の一覧表になってございます。参考資料として添付させていただきました。

教育事務点検・評価の実施方針についてのご説明は以上でございます。 よろしくお願いいたします。

教育長

ただいま事務局から報告がございました。

質問等がございましたら, お願いいたします。

今後のスケジュールで、今日説明いただいた方針に基づいて評価委員さん方に今後お世話になっていくと。その結果を12月にということで、また教育委員会で審議いただくということですね。

学校教育課長

はい。よろしくお願いいたします。

教育長

この件についてはよろしいでしょうか。

赤木委員さん。

赤木委員

ちょっと評価のほうとは全く、かけ離れてしまうかと思うんですけれども、先ほど、この評価の中にも公民館運営事業というものが9番に記載されているんですが、例えば、結城市の中で公民館事業が実施できる場所をもうちょっと拡大しよう、拡充しようというふうな計画等はないのか、具体的に言えば、山川文化会館とか江川のコミュニティセンターとか、ある

いは上山川にもありましたよね。あそこらに例えば、これから行く行くの中で生涯学習指導員的な方を配置して、常時じゃなくても臨時で配置して、公民館事業を拡充していく。駅から北のほうは結城市の公民館があるから利用しやすい。でも、南部の方たちは意外とこちらまで来るというのは大変だと思うんですよね。そういう中で、上山川に山川に江川にという支所的なのがあれば、もうちょっと公民館事業が充実するのかなというような感じがするんですが、今後の検討課題ということにもなるかと思うんですけれども、そこのところも含めて考えていただければありがたいな、予算的なものも絡むものですから、非常に難しいとは思うんですけれどもね。よろしくお願いします。

教育長

貴重なご意見、ありがとうございます。今後、そういう公民館的な部分も含めた議論が当然出てくると思いますから、今回の点検・評価についての内容としてはこういう方向で進めさせていただければと思います。

では、点検・評価実施の方向はよろしいでしょうかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

教育長

ご質問がなければ、報告第23号については以上といたします。ありが とうございます。

◎報告第24号 令和2年度12月補正予算の概要について

続きまして,報告第24号 令和2年度12月補正予算の概要について, 事務局よりお願いをいたします。

学校教育課長

資料の43ページになります。

報告第24号 令和2年度12月補正予算の概要について。

上記のことについて,別記のとおり報告する。

令和2年11月20日提出,結城市教育委員会教育長,小林仁。

令和2年第4回市議会に上程する……

教育長

これは,資料か何か。

学校教育課長

いや、すみません、間に合わなかったので、各課から口頭での……

教育長

資料,口頭でね,はい。

学校教育課長

説明だけで申し訳ありません。

まず、学校教育課からなんですけれども、学校教育課では一般歳入として、毎年、各企業から結城市教育振興のための寄附金ということで寄附を頂いている会社がありまして、今年度においては、関東道路株式会社、また、株式会社ユニゾンモバイルという2社から100万円ずつ寄附として頂きましたので、200万円を一般歳入として計上しております。

また、議案第29号の中で説明がありましたが、今回の奨学基金の条例 改正に伴いまして、結城市看護学校のための結城市奨学給付基金というの がありますが、こちらについては廃止に伴いまして、その原資である基金 であります3、280万円を繰り入れて、その3、200万円を結城市奨 学基金のほうに積み立てるということで, 予算を計上しております。

また、学校教育課の主な12月補正の内容としては小学校の修繕料として、山川小学校の体育館の軒天修繕ということで、60万円ほど計上しております。

また、工事としては小学校空調設備工事ということで、来年度、城西小学校の新入学児童数が現在36名、7名ということで、2クラスになる可能性があるということで、空き教室に対して1教室エアコンを設置し、その準備に最初はですが、……

(「今のところは」と呼ぶ者あり)

学校教育課長 はい、転入があると、また増えるということで、そのために1教室空調 をつけるということで、予算を上程する予定でおります。

学校教育課の12月予算に関しては以上になります。

生涯学習課長 続きまして、生涯学習課における12月の補正予算計上ですけれども、 1点だけ、市民文化センターアクロスの指定管理委託料につきましては、 事業団のほうに年間を通して、当初予算で7、600万円ほどの委託料と

いうことで、委託の状況なんですけれども、コロナ禍の影響で、当初見込んでいました使用料収入が激減をしておりますので、見込んでいた使用料収入が減っている分の補填としまして、今回1、400万円ほど委託料の

増額を計上いたしました。

以上です。

スポーツ振興課長 続きまして,スポーツ振興課です。

まず、スポーツ振興課といたしましては、市営体育施設のうち、久保田県民運動公園の廃止並びに才光寺県民運動公園の区域の縮小に向けまして、手続を今後進めていくに当たりまして、それに必要な測量の経費とか、あと工作物の撤去等の費用を計上してございます。久保田につきましては、今年度末で廃止の方向で進めておりまして、才光寺につきましては、2面あるグラウンドのうちの1面を廃止しまして、縮小するというふうな方向で、その手続を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、鹿窪運動公園に関する管理運営経費なんですけれども、総合体育館にあります非常用放送設備が老朽化したため、不具合が生じているということから、それを更新する費用を計上してございます。

また、パークゴルフ場の管理運営経費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、令和2年4月9日から5月31日まで施設の利用を中止いたしました。その影響で、年間利用券を購入された方、令和2年3月31日までに今年度分を購入した方につきまして、二月分を返還する予算を補正で計上してございます。

以上でございます。

教育長 12月補正予算の概要について口頭で紹介ございましたけれども,何か お気づきの点とか,ご質問等ございますか。

岩﨑委員さん, お願いします。

岩﨑委員

ただいま報告いただいた内容以外に、ちょっと私が聞いたのは各小中学校のほう、市P連なのか、空気清浄機の導入に補助的なものを少し見ていただけないかというような要望をしたようだということをちょっと伺っているんですが、聞かれていますか。

教育長

どうぞ。

学校教育課長

正式に要望というものは学校教育課には届いておりませんが、今回、新型コロナ臨時交付金ということで、消耗品、備品等の予算は計上しておりまして、各学校とも加湿付空気清浄機等を備品等でコロナ対策の費用をもって購入している状況ですので、全体的な統一された要望ということではこちらでは把握しておりません。各学校で用意しているところでございます。

岩﨑委員

学校で。何か聞いたところでは一部というか保護者とか、もしくは学校 単位での何かリサイクルとか、そういうものの収益を充てて、それに対し て全体の何パーか分からないですけれども、そのぐらいを見ていただけな いかという要望をしているというような話を聞いたものですから、それが 今、現時点でそういう話がきちんといっていないとすると、今度の12月 の議会ではそういう議案は出ないということになると、それは後になって しまうと全然そういうものの導入の意味がなくなってしまうので、その辺、 学校は各小中学校とこちらの市側とどういうふうに何ていうのか、ちょっ と確認したかったんですが。

(「もう必要なとこは整備されてるでしょうね」と呼ぶ者あり)

学校教育課長

はい。各学校で、もう今回のコロナ対策費用で空気清浄機をきちんと購入している、計画的にしているという学校もありますし、それは今現在、物があるのか、学校の状況によって多分違うと思いますし、……

岩﨑委員

それは、もう既に予算化されて、あれどのぐらいでしたっけ、そのとき の予算というのは。

学校教育課長

各学校に、大規模校であれば……

(「200万」と呼ぶ者あり)

学校教育課長

200万, 200万ということで, はい。

岩﨑委員

聞いておくわ。

学校教育課長

交付金を利用して,学校で使えるように予算の配分というか,来ていま すので。

岩﨑委員

それは、大規模校というか例えば中学校ならば、例えば結中ならば結中 に対して200万ということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩﨑委員

そうすると、あとは規模によってでしょうから……

学校教育課長

はい、通常の学校であれば100万であったり150万であったりということで、その中で、学校で必要なコロナ対策のものというのを購入しておりますので。

岩﨑委員

分かりました。ありがとうございます。

中村委員

関連して、空気清浄機。例えば事業団のほうに、事業団といってもあれだな、情報センターのほうに何か30台ぐらい設置されているんですよね、空気清浄機が。これ、市の持ち出しがゼロでなんていう話なんだけれども、市の持ち出しゼロということは国のやっぱり補正、全部入ったということなのか。

あとは、サーマルビジョンという、画面の前に立つとカメラで検温、非接触型のカメラで検温できるという、小学校は直接それは必要ないとは思うんだけれども、ただ清浄機については小学校は、じゃ、中学校はどうなるのかなと思ったんですね。学校の換気が問題になっているわけですよね、この冬の暖房等のときに。冬だけじゃない、これから冬ですけれども、今の話ですと学校のほうには大規模校で200万という補正が組まれていて、それは学校の事情というのがちょっと私もよく分からないんですが、それは空気清浄機とは限らないんですね。

学校教育課長

そうですね、はい。もう既にある学校については違うものを購入するで しょうし。

中村委員

例えば、コロナ対策費なんでしょう、それね。そうすると例えば、清浄機でない物品は何が考えられているのか。実際に設置されている学校があるとすれば何を……

教育長

パーティションとか……

学校教育課長

消耗品的にアルコールを買ったりとかというところもありますし,各個人のクリア板のパーティションを購入している学校もありますし……

中村委員

いや、そのパーティションもそうだけれども、結局、パーティションは 別のそのほかの学校配当予算で何とかなると思うかもしれないし、空気清 浄機というのは結構大きいと思うんですよ、選択肢の中ではね。例えば、 予算化の基準がちょっと分からないんですが、空気清浄機がどういうもの かによっても違いますよね。

学校教育課長

その性能によって、全く。

中村委員

だから、一般教室の容量を空気清浄できるというものは結構大型になると思うんだけれども、それ例えば、大きな学校ですと200万じゃ足りないとか、いろいろ難しいところはあると思うんだけれども、空気清浄機があそこの学校は入っている、うちの学校は入っている、それは学校の考え方だからねという話も、いや、ちょっと何か難しいなと考えたんです、今。それはちょっと私も聞こうと思っていたんですよ、学校に空気清浄機がどうなのかなと思って。でも、それは後で学校もどういう選択をしたかというのは難しい判断でしたね。何か周りから見ると、あそこの学校は空気清浄機が入っているよ、こちらの学校は空気清浄機が入っていないのは何だろうねというふうにはなるよね。

例えば、今、問題なくコロナのウイルス、蔓延しないとか落ち着いていくと、そういう話はなくなっていくとしても、今パンデミックで、どんどん上がっていますよね、感染率が各自治体とか中央、東京も含めて。そう

すると、そういう中で、一つの話題が何だかんだあちこちでいろいろ取り 沙汰されたときに、何か不公平感みたいなものを保護者に与える懸念もあ るかなとちょっと考える。

交付金というのは, そんなに多くはないんですか。

学校教育課長 中村委員 いや、十分過ぎるほどの金額が各学校に配分されていると思います。

そういう各学校でも、それは各学校にまるっきりもう任せちゃっている わけですね。

学校教育課長

任せています,はい。

岩﨑委員

すみません,ちなみに大規模校は200万ぐらいだというお話だったんですが,例えば小規模というわけじゃないけれども,江川北小学校クラスだとどのぐらいなのか,ちょっと教えてもらえますか,各校もし。

学校教育課長

結城小学校,城南小,西小が学校規模で配分が国からの200万円で, その他一般,江川北小学校は100万円ということで,はい。

中学校におきましては、結城中学校が200万円、東中学校、結城南中学校は150万円というふうになっております。

教育長

予算もそうだけれども、空気清浄機そのものが学校の教室の中でどのくらいの性能のだって、なかなかそれが有効に本当に機能するのかというのは大きな部分で、どちらかというと換気とか、そういうことをきちんとやりながらの暖房、エアコンを使っているということがもう第一義で、空気清浄機できれいになっちゃうというようなのはちょっと今の段階では先ほどあったように、教室そのものの大きさとか人数とかを考えときに、それで閉め切ってというのはちょっとあり得ないと思うので、各学校の選択になっていると思うんですよね。

パーティションをやりたいところはパーティションもやっているし、もう既に空気清浄機を昨年度のうちに、そういうPTAの補助を頂いたり何かしながら入れたというところもあったり、今年それを取り組んでいるところがあったり、様々な状況というのが現状かなというふうに捉えています。

もし、清浄機が必要であるというのであれば、もうこれは全体として、 さっきの話じゃないけれども、こちらにあって、こちらにないという、そ の辺、じゃ、こちらはパーティションあって、こちらはないという話にな っていっちゃうので。

中村委員

ただ、物によって、その金額なんでしょうけれども、情報センターで一律30個ぐらいあるんだけれども、それを見ると家庭用のいわゆる10畳とか、そのくらいの部屋の空気清浄ができるような能力かなと思うんですね、あれね、あれだとするとね。さっきちょっと教室に入れると金が足りないんじゃないかというように思っちゃうんだね、もっと大きなあれが複数台が必要だとなると。

教育長

1機入れて、機能するかというと、訪問して見ると入れている学校は何校かあるんですけれども、どうなんだろうなというのは正直な……

赤木委員

自分もあれば越したことはないんですけれども、でもやっぱり一般のニュース、話題の中でも空気清浄機が効力を発揮して、こうですよと、そういう何もデータもないですよね。であれば、やっぱり200万なり150万は本当に子供たちの手元に関わるアルコール消毒とかパーティションとか、そういうものに関わって、やっぱり人が集まるところは換気をまめにしましょうとか、そういうふうな形で対応していっていいんじゃないかな。こちらの学校にあるから、何で俺の学校にないんだなと、それは気になって……

(発言する者あり)

教育長

報道なんかでも,随分,クボタあたりが空気清浄機を増産するぞなんて, 今やっている倍ぐらい生産できるようにするようにするんだなんてニュー スはやっているんだけれども,それ,かなりでかいやつみたいなんだよね。

中村委員

空気清浄機も、例えばコロナウイルスに対して、どの程度のやっぱり効力を発揮できるのかというのはちょっと疑問なところもあるよね。そのデータが別にあるわけじゃないだろうし。

教育長

今回,パーティションを購入しているところが半数ぐらいあるのかな。 参事,半数ぐらいあったのか。

参事兼指導課長 半数まではいっていない。

教育長 半数まではいっていないか。小学校は。

参事兼指導課長 小学校は5校。

教育長 小学校で5校だから、大体それで半数だ。中学校はもうそもそもパーティション考えていないか。

中村委員 パーティションは、どこのパートの。

教育長 自分の机のところだけ。

中村委員 ああ,よく前の。

(発言する者あり)

参事兼指導課長 理科室なんかでグループをつくったときには、真ん中に庁舎にあるような、こういうのを立てている学校もあります。

教育長 実際, どういうものを購入しているかというのは確認はしていきたいと 思うんですけれども, 予算化されているわけなのでね。

中村委員 そうか、パーティションも結構工事とかがちょっとでも入ると単価が高くなるな。だからすぐ100万ぐらいは出ちゃうかもしれないね。

教育長 簡易のやつで,自分のところで低学年はちょっと小さめなのかな。それ, 3年生あたりからはちょっと大きめので,こんな感じで。

ただ、少し黒板が見づらくなっちゃうというのもある。何でかというと自分のパーティションと前の友だちのパーティションが重なると、要はプラスチックみたいな感じが重なっていくので、黒板がちょっと見にくいというのはあって、万能ではないなと。

でも,グループなんかで話し合ったりするのに役立ったり,給食なんか食べるときに,そのパーティションを使いながら,今は黙って食事という

のと同じで、パーティションの中で静かにやっているというような活用は しているようですけれどもね。

相当,今後もアルコールとか,そういうのも継続しながらやっていかなくちゃならないとは思います。

でも、その補助してほしいという話も伝わってこないというのは本来相談をして、それはじゃ、学校のほうではそれぞれ配分になったコロナ対応 の部分でとかね。

岩﨑委員

きっと、私のほうが話があれだったんですが、たまたま北小の運動会に行ったときに、会長さんがそんな話しして、その後に市P連の会長に相談するみたいな話だったので、てっきりもうそういう話がきちんと来ているのかと思ったものですから、すみませんでした。何か失礼しました。

教育長

北小は、パーティションは買っていないから、ほかにきっと有効な使い 方を考えてやっているんだと思いますよ。

岩﨑委員

はい、分かりました。すみません。ありがとうございます。

教育長

いえ、とんでもないです。

補正予算ということで、県のほうでもいろいろ補正で体育館のクーラー というかエアコンみたいなのを全県立学校なんて慌てたように、すごいな と思いながら見ました。

じゃ、この補正予算の概要については以上でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

教育長

ありがとうございます。

これで,本日の案件については終了いたしました。

慎重な審議いただきまして,誠にありがとうございました。

以上をもちまして令和2年11月教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時58分 閉 会

上議事録は事実に相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員